

「表紙共 12枚」

令和6年5月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年6月10日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原束託

5 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第3号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第5号 6月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

第2号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表」について

(2) 第1回 臨時役員会報告

(3) 6月現地調査

日 時：6月24日(月) 午前9時～
※調査委員のみ

(4) 6月調査委員会

日 時：6月27日(木) 午前9時～
※会長・副会長・調査委員

(5) 6月定例総会

日 時：7月8日(月) 午後2時～
会 場：7階 大会議室

(6) その他

- ・「5月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「5月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>皆様こんにちは。 それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は、高瀬農地利用最適化推進委員から欠席の連絡を頂いております。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを、ご報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りをさせていただきます。 議事進行上、発言される方は挙手をして、議長の指名した後に発言をされるようお願いいたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源を切ってくださいかマナーモードにさせていただきますよう、いま一度確認をお願いいたします。 それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。 会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これからは、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。 農作業は、もう平場の方でも着々と進んでおるようでございますので、なかなか暑いので体調に気をつけて安全に行ってください。 また、5月29日から30日に会長会全国大会に、木村局長とともに参加いたしました。 農政の憲法といわれる食料農業農村基本法が国会で成立し、動きが活発になってきております。 日田市の課題等、国会議員の方々にお伝えして、議員の考えなどをお聞きいたしました。 農地を守り、食料を守るという話をしております。 それでは、着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思います。 会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>はい。それでは、議事録署名委員は、5番 河津祐二委員、14番 横田秀喜委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。今回、議案訂正はございません。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 では早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、3番 飯田隆委員、11番 原田文利委員、17番 財津満寿光委員の3名の方でございました。 調査委員長は、11番 原田文利委員でございます。 よろしくお願いいたします。 それでは、原田委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>こんにちは。 今月の調査委員であります原田です。 先月の27日に、3番 飯田委員と17番 財津満寿光委員とで、現地調査しました。 事務局職員も同行しながら調査をしまいったところでは。 案件としては、3条でしたけども今日の審議、よろしくお願いいたしたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。 第1号議案ですね、農地法第3条の規定により許可申請の件、7件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは、議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。 今月は7件申請がありました。 番号21、大字内河野〇で、地目は登記簿が田、現況が畑、面積が671㎡です。 譲渡人は日田市石井町1丁目の〇さんで、譲受人は日田市串川町2丁目の〇さんです。仕事の関係で管理困難なため、譲り渡したい、譲り受けて家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。国道210号を久留米方面に進み、白手橋の信号を左折し、清掃センターの方に向かった赤い丸のところが現地になります。遠景の航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向とした矢印の向きに写真を撮っております。こちらが現況の写真になります。 続いて番号22、大字東有田〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,566㎡です。 譲渡人は日田市大肥町の〇さんで、譲受人は日田市上諸留町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。こちらの方、申請者の〇さんについて、追加の説明をさせていただきます。 議案の中の番号22・24・25に、〇さんが売買を申請されています。5月2日に東有田の方から、大字大肥の方に転居した方になります。自宅と農地を売却しまして、出身地であります大肥の方に転居し、新たに自宅と農地を取得するという方になります。 スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田中学校方面に進み、日向野公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を北側と南側から撮っていますので、流していきます。こちらが〇の南側から撮った写真になります。こちらが北側から撮った写真になります。</p>

次に行きます。次の案件は、3月の定例総会で説明のあった3条申請を受けずに移転登記を行った大分県日田土木事務所の案件になります。

番号23、大字友田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,259㎡です。

譲渡人は日田市北友田1丁目の〇さんで、譲受人は日田市北友田2丁目の〇さんです。譲受人の申出により譲り渡したい。農地が河川改良工事にかかったため、農地を補填したい、とのことでの申請です。スライド行きます。国道386号を福岡方面に進み、赤い丸のところが農地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。北側の方から写真を撮っておりますので、流します。こちらが現況の写真です。

続いて番号24、大字東有田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,467㎡です。

譲渡人は日田市大肥町の〇さんで、譲受人は日田市上諸留町の〇さんです。譲受人に土地家屋を売却したので農地も併せて譲り渡したい、農地を取得して新規に水田として管理したい、とのことでの申請です。こちらは空き家バンクの活用の案件になります。スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田中学校方面に進んで、日向野公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。下側の方から、写真を撮っております。こちらが現況写真です。

続いて番号25、大字大肥〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が217㎡です。

譲渡人は愛知県の〇さんで、譲受人は日田市大肥町の〇さんです。遠方に住んでいるため譲り渡したい、農地を譲り受けて家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。スライドに行きます。国道211号を大明小・中学校の方から東峰村方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真です。

続いて番号26、大字渡里〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が513㎡です。

譲渡人は日田市清岸寺町の〇さんで、譲受人は日田市日の本町の〇さんです。高齢のため規模を縮小したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことです。スライドに行きます。県道大鶴熊取線を山田原の方に進みまして、JAおおいた梨選果場の方のところが赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真になります。

続いて番号27、大字夜明〇ほか20筆で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計9,133㎡です。

譲渡人は夜明関町の〇さんで、譲受人は夜明中町の〇さんです。継承者がいないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライド行きます。国道210号を福岡方面に進み、筑後川右岸側の赤い丸のところ農地になります。現地になります。航空写真です。新しいシステムになりましたので、黒いところが県境、域外になりますので、ちょっと写っておりません。ご了承ください。拡大した航空写真です。農地が大きいので、白い番号で書いています1番から5番までのところを流していきたいと思えます。黄色い線で示した農道の方は、今回含んでおりません。最初のところが右上の方、こちらの方から、北側の方から流していきたいと思えます。こちらが〇ほかの現況の写真になります。細かく筆境を入れておりません。あまり入れると現況が見えなくなりますので、ご了承ください。次は左側の北東から写したところになります。こちらが〇ほかになります。こちらが南側から撮りました写真になります。次が西側から撮りました写真になります。最後に、写真方向が真ん中から撮りました現地の中を写しております。この案件は令和6年2月8日の総会で許可した場所の隣接地になります。

3条は以上になります。

それでは現地調査に、ご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思えます。

案件は7件でしたけども、我々が現地を見たなかでは、特に問題無いと思えます。

ありがとうございます。

それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2頁が農地法第3条について、になっています。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。

私からは以上です。

調査委員長
(原田文利)

事務局
(麻生純一)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で、何かあればご発言を頂きたいと思えます。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なかったらですね、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか。 ご賛同の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方々挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 全員賛成でございます。 第1号議案は、原案どおり決定いたしました。 調査委員長、お疲れさまでございました。</p>

<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>はい。 案件が少なく、午前中で現地の調査を終わりました。 その中で最後の案件ですけども、継承者が現れて、農地をちゃんと無事に継承してくれる、という案件でしたけども、担い手がなかなか居ない中で、無事、継承者が現れたということで、安堵してるところでございます。 どうもありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。 それでは5頁、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規28件、再設定7件でございます。 議事参与の方がおられますので、退出をお願いしたいと思います。 19番 河津裕治委員ですね。 退出をお願いいたします。</p> <p>(河津裕治委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、19番 河津裕治委員の件を先にしたいと思います。 14頁 No.120、15頁 No.122、借り手 河津裕治さんになっております。 この件に関しまして、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>14 番 (横田秀喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>14 番 (横田秀喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(河津裕治委員 入室)</p> <p>はい、それでは本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時するものとして作成されたものでございます。それぞれの委員の方々のエリアにおいてご確認願いたいと思います。問題があれば挙手をして発言をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。</p> <p>横田委員どうぞ。</p> <p>14番 横田です。 128番。 すいません。 同じ大山で〇さんですが、「〇さん」という名前を、私は知らなかったんで、どこの方か、ちょっと教えていただきたいんですが。</p> <p>分かりますか。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>こちらでは、把握しておりません。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>解りました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ほかの件につきまして、何かございませんか。 よろしいですか。 はい、それでは、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構 想の各要件を満たしていると考えます。 ご意見がなかったらご承認頂きましょうか。 (はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 承認いたしたいと思います。 続きまして23頁です。議案第3号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、5件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。それでは議案集の23頁、議案第3号 現況証明書の件でございます。 今月は、先月からの継続審議が1件、新規4件の申請がございます。 まず、5月の開催総会で継続審議となりました議案番号9 大字小迫〇で、登記簿は畑、現況は宅地、面積</p>

は34㎡です。申請人はうきは市の○さんです。場所は朝日ヶ丘住宅地の県立日田高等技術専門校の前を西に入った赤で示したところでございます。拡大した航空写真です。黄色い線が転用区域で、4区画の宅地分譲用地と位置指定道路、赤い線が緑地部分の申請地です。申請地の写真です。4月総会での審議内容は、1,000㎡を超えた開発協議での、緑地の確保について、担当課の方に確認したか、でございました。先月の総会后に、担当の都市整備課に、緑地について確認した結果でございますけれども、緑地部分については確保をお願いしている。当初の緑地部分の確保が難しい場合でも、4区画の宅地に、それぞれ当初計画相当の緑地を確保してもらう方法でもよい、ということでございました。

また、申請者に緑地について再確認しますと、4区画の分譲宅に贈与して共有所有する計画で、今後も緑地として確保をお願いする話をしている、とのことございました。発行基準は2、農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され、非農地化した土地に該当するものでございます。

続きまして議案番号11、大字有田○で、登記簿は田、現況は雑種地、面積は963㎡です。

申請人は、大字有田の○さんです。申請理由は、農地法の許可を受け、転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するものでございます。場所は、市役所から東北東に位置します県立日田支援学校や西有田公民館の東側、また、県道西有田豆田線沿いの赤丸で示したところでございます。航空写真で見ますとこのようになっております。次が拡大した航空写真で赤い線が申請地です。字図です。この申請地は平成14年5月31日、日田局農振第225-2号で5条許可を受けた駐車場用地となります。現況写真です。赤く印をつけたところで、手前側は雑種地で一体的に駐車場として利用されています。こちらも発行基準の2、農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され、非農地化した土地に該当するものです。ちなみに、真ん中にあります給油施設ですけども、こちらは平成20年、奥の屋根付車庫、こちらは平成28年に建築されたのを確認しております。

続きまして、議案番号の12でございますけれども、同じ場所で議案番号13がありますので、12・13を一緒に説明いたします。まず議案番号12、大山町西大山○ほか2筆で、登記簿は畑、現況は山林と山林・宅地、面積は3筆合計で2,935㎡です。議案番号13、同じく大山町西大山○と○で、登記簿は畑、現況は山林、面積は合計1,978㎡です。

申請人は、大山町西大山の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、でございます。場所でございますけども、国道212号を南下しまして、国道212号バイパス響トンネルを抜けた旧鎌手小学校付近の赤い印の場所でございます。現況写真です。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらの方は拡大した航空写真です。字図で見ますと赤で示したところが申請地となっております。議案に記入の地番に沿って現況写真は案内します。

議案番号の12です。字図の地番を黄色にしている部分でございます。まず〇、642㎡の写真です。桜の木の奥に杉林となっております。こちらは林内の写真でございます。次に〇、485㎡の写真です。現地に近づけませんでしたけども、赤丸のとおり、奥に杉林が見えています。次に〇、1,808㎡の写真です。北側からの写真で倉庫とブロック構造物がありまして、その奥側は谷となっていて、竹や雑木が確認できたところです。倉庫の上棟札には、平成3年8月とされていました。こちらの方は南側からの写真です。12番につきましては、発行基準の5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているもの、に該当するものでございます。

続きまして議案番号13です。字図の地番を黄色にしている部分でございます。まず〇、118㎡の写真です。赤い印のところですよ。次に〇、1,860㎡の写真です。家の裏からひびきの郷に上がる市道との間で、雑木等が見られます。議案番号13につきましては、発行基準の4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当します。

続きまして議案番号の14、大字小迫〇と〇で、登記簿は畑、現況は山林、面積は2筆で1,007㎡でございます。

申請人は大字小迫の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためです。場所は朝日小学校の北側に位置する赤い印の所でございます。こちらが航空写真です。拡大した航空写真となります。字図です。赤く示した2筆が申請地です。まず〇、16㎡の写真です。次に〇、991㎡の写真です。杉と竹が混在しています。写真のように大きな杉も見られました。こちらの議案番号14は、発行基準4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく、困難な土地に該当するもの、でございます。

以上の案件につきまして、地区担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますのでよろしくご

<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>たします。 なお、議案番号の9は継続審査でございますので、省略させていただきます。 西有田地区の中嶋推進委員、お願いいたします。</p> <p>西有田地区の中嶋です。 農地転用許可申請書通りに使っている案件ということですので、特に問題は無いと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>続きまして議案番号12と13でございますが、西大山地区の河津推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>推進委員の河津です。 まず12番の方ですが、植林も建物も20年以上経ってますので、非農地になるかと思います。 13番の側面の土地についても、自然に荒れていったのではないかなと思います。 もう人も入れないような状態なので、非農地に該当すると思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>最後に議案番号の14、朝日地区の平川推進委員さん、お願いします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。 23日に、現場を確認しまして、今、ご覧の通り、杉がもうたくさん植わってる、杉に竹、もうそのとおり です。 もう確認しましたが、異常ありません。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>確認しました。</p> <p>ありがとうございました。 事務局からは以上でございます。 ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>今、事務局から説明がございましたけど、質問のある方をお受けしたいと思いますが、樋口委員、これ9番ですが、今の事務局の説明でよろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 説明どおりで結構です。 当初を開発したときは緑地で、緑地を作って、ずっと維持するということ。 今後も、緑地で管理するというところでございますので、問題無いと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、他に何かございませんか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>

<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>4 番 穴井でございます。 すいません。何よりも問題が有るということではなくて、12番なんですけども、3つ目の土地です。 ○、地目が、「宅地・山林」ということで現況証明を出すと思うんですが、こういう場合は、登記は、宅地になるのか、山林になるのか、一筆でございますので、二つの登記地目は使わないので、分筆するんでしょうか。 ちょっとそこを教えていただきたいんですけど。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 実際、証明書上は現況という表現はございませんので、こちらはこの総会のみでの表現ということになります。あとは法務局に申請されて、法務局がどう判断するか、と思います。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。穴井です。 うちの方から現況証明を出すものでございますので、地目がどうなるか、ということぐらいは判ってないと、出せないんじゃないですか。 1筆の中を宅地にするのか、山林にするのか。もし、ここで山林なら山林ということ、うちの方は出してもらうのが本当じゃないかと思うんですけど、建物がはっきり有りますので、そこのとこだけちょっと、こういう問題が有るんじゃないかと、どうするかだけを、ちょっとなんですけど、こういう場合はどうするかを知りたいので、教えていただきたいこととでございます。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>以前ですね、 このように同じような感じで1筆の中に宅地と山林というケースがございました。</p>

<p>4 番 (穴井浩司)</p> <p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>その場合、分筆せずに、そういう表現は間違いではないということで、調査の結果ありましたので、以前、同じような表現でしたケースがございましたので、こちらも同じような感じですけども、面積的な面からいくと、宅地の方が多いのかなと。</p> <p>で、奥の雑種地で山林ですね、これは谷になっておりますので、上から見た面積からすると、宅地の方が多いのではないかなという風に思っております。</p> <p>結果的に、両方平均も出してるという風な、もう宅地で、面積からいくと宅地の方が多いなという風に思っております。</p> <p>いいですか。</p> <p>すいません。</p> <p>前回ですね、多分、求来里かどっかであったと思うんですね。</p> <p>求町か、松野原のところで、農業倉庫と山林であって、あの時に質問すれ良かったんですけど、農業委員になってすぐだったんで、そういうのは有りなのかなあ、と思ってましたけども、それでいいということであれば、どうなったかということの後で教えていただけませんか。</p> <p>地目がどうなったか。</p> <p>はい。</p> <p>穴井委員、大変貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>事務局として、この後どうなるかを、そこまで確認していなかったのが、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>非農地証明を出す場合は、地目までは出さずに証明を出しております。</p> <p>現況が農地ではないということを証明することですので、本日は、証明の発行を、事務局としては、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>今後、地目がどうなったかにつきましては、今後の総会等でご報告したいと思いますので、そちらでよろ</p>
----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>しいでしょうか。</p> <p>穴井委員、よろしいですか。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、何かほかにございせんか。 よろしいですか。 はい、それでは、議案第3号 23頁です。 現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは現況証明書（非農地証明書）発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして26頁、議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>議案集の26頁、議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について、でございます。 議案番号2、申請人は大字日高の〇さんです。相続税の納税猶予を受けている申請人が引き続き納税猶予</p>

	<p>を受けるため、3年毎に農業経営を行っている証明を発行するものでございます。今回申請のあった農地は大字日高の田が1筆、畑が1筆の合計1,201㎡の農地となっております。まず申請対象の農地の位置図です。JR豊後三芳駅の西側、三芳公民館から川を挟んだところに2箇所位置しております。スライドに向かって左の赤印は大字日高の○、田、931㎡と右側の赤字印は、大字日高○、畑の270㎡でございます。こちらが拡大した航空写真でございます。字図になっております。まず○の田の写真でございます。</p> <p>続きまして○、270㎡の畑でございます。</p> <p>この案件につきましては地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただくと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>三芳地区の室委員、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (室哲也)</p>	<p>三芳地区の推進委員の室です。</p> <p>事務局の方と私、2名で現地調査を行いました。</p> <p>写真で見ただけのように、田んぼはトラクターで綺麗にもう耕作されてました。</p> <p>畑に関しても、タマネギと茄子とか、いろいろ作られて、適切に、管理されている状態だと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、でございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>これについて、何か質問のある方おられますか。 ありませんか。 それでは、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>次、27頁です。 議案第5号 6月調査委員の選任について、でございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 私の指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、8番の湯浅正徳委員、9番 樋口虎喜委員、18番梶原真悟委員の三名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 7月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 14 番